

# ひとり親家庭への 手当・医療費助成のてびき

この冊子は、ひとり親家庭等に対する児童扶養手当・児童育成手当や医療費助成制度の医療証（以下、「マル親医療証」という。）について紹介するものです。



第 6 版  
令和 4 年 4 月  
清瀬市子育て支援課助成係

## 目 次

---

1	各種制度の概要・対象者	P 1
2	手当・助成の内容	P 1～2
3	手当・助成の申請方法	P 3
4	マル親医療証の使用方法	P 3～6
	（他制度との優先順位について	P 4）
	（現金給付の申請	P 5～6）
5	届出が必要なとき	P 7
6	現況届について	P 8
7	マル親医療証の更新について	P 8
8	学校でけがをしたとき	P 8
9	児童扶養手当の一部支給停止	P 9
10	よくあるお問い合わせ	P 9～11
11	養育費確保支援事業	P 12

## 1 各種制度の概要・対象者

### (1) 児童扶養手当（国制度）・児童育成手当（東京都制度）

父または母がいないか、父または母に重度の障害がある場合、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、若しくは一定の障害がある20歳未満の児童を監護（監督・保護・養育）している方に支給される手当です。

### (2) マル親医療証（東京都制度）

父または母がいないか、父または母に重度の障害がある場合、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、若しくは一定の障害がある20歳未満の児童を監護（監督・保護・養育）している方に対して、保険診療に該当する医療費の自己負担分の一部または全部を助成する制度です。

#### ◆各制度の支給・助成対象者

いずれも次のいずれかの状態にある児童を監護している方が申請できます。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡または生死不明である児童
- ③ 父または母に重度の障害がある児童
- ④ 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑤ 父または母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑦ 父または母が、父または母の申立てにより保護命令を受けている児童

## 2 手当・助成の内容

### (1) 児童扶養手当（支給月額）

第1子	全部支給	43,070円
	一部支給	10,160円～43,060円
第2子 加算額	全部支給	10,170円
	一部支給	5,090円～10,160円
第3子以降 加算額	全部支給	1人につき6,100円
	一部支給	3,050円～6,090円

※ 「一部支給」の支給額については、所得に応じて決定されます。

※ 「請求日の翌月分」から支給開始となり、5月・7月・9月・11月・1月・3月の15日（土・日曜日、祝日の場合は、直前の金融機関営業日）に支給します。

※ 「請求日」は、必要書類等をすべて提出した時点となります。

## (2) 児童育成手当（支給月額）

児童1人につき **13,500円**

※ 「請求日の翌月分」から支給開始となり、6月・10月・2月の15日（土・日曜日、祝日の場合は、直前の金融機関営業日）に支給します。

## (3) マル親医療証

課税状況に応じて、健康保険証を使って、医療機関・薬局で診療・調剤を受けたときや治療用装具を作ったときの保険診療に係る自己負担分の一部（下記の「◆一部負担金」を除いた額）または全部が助成されます。

※ 健康保険のきかない予防接種・健康診断・容器代・文書代・差額ベッド代・入院時食事療養標準負担額等は助成の対象外となります。

### ◆一部負担金

市（区町村）・都（道府県）民税の課税状況によって助成内容が異なります。

●受給者および同居親族のどちらかでも課税されている場合⇒1割負担  
（マル親医療証の負担者番号が「81136442」の方）

一部負担割合	一部負担金限度額	
	外来（個人ごと）	入院+外来（世帯ごと）
1割	18,000円/月 (144,000円/年)	57,600円/月 (多数回の場合 44,400円/月)

※ 入院時の食事療養費標準負担額または生活療養費標準負担額は助成の対象外となります。

※ 一部負担金が、上記の限度額を超えた場合、後日、現金給付の申請（てびき5ページ「◆現金給付の申請」参照）をしてください。超えた分をお返しします。

●受給者および同居親族のどちらも非課税の場合 ⇒自己負担なし

（マル親医療証の負担者番号が「81137440」の方）

⇒入院時の食事療養費標準負担額または生活療養費標準負担額は助成の対象外となります。



### 3 手当・助成の申請方法

いずれも父母の婚姻の解消等が成立している状態であり、かつ、母子または父子と配偶者の住所が住民票上も完全に別居状態にある場合、下記の書類を提出することにより、申請することができます。

#### ◆児童扶養手当・児童育成手当・マル親医療証（共通書類）

- 申請者と支給・助成対象児童の戸籍謄本(申請日の1か月以内に発行したもの)
- 当該年度の課税・非課税証明書(所得証明書)
  - 所得額や控除額、扶養人数等の記載のあるもの。
  - 当該年度の1月1日に清瀬市内に住民票がない方のみ提出が必要。
  - マイナンバーの提供により省略可。
- 申請者名義の金融機関口座番号の分かるもの(通帳、キャッシュカード等)
- 個人番号カード(マイナンバーカード)又は身元確認ができる運転免許証・パスポート等の顔写真付きの証明書
- 申請者と対象児童の健康保険証

※ 「児童扶養手当認定請求書」、「児童育成手当認定請求書」、「ひとり親家庭等医療証交付申請書」、「公的年金・生計維持等に関する各種調書」、「養育費に関する申告書」、「ひとり親家庭等認定調書」は、子育て支援課助成係の窓口でのみ交付します。

※ 児童扶養手当等のひとり親家庭等に関する手当などの申請は、対面による聴取・手続を必要とすることから、子育て支援課助成係の窓口でのみ受け付けます。

### 4 マル親医療証の使用法

#### ●マル親医療証を取り扱う医療機関等で受診するとき

<b>健康保険証</b> <b>マル親医療証</b>	}	を窓口で提示してください。医療費の一部または全部が助成されます。
-------------------------------	---	----------------------------------

※ 入院時には「高額療養費限度額適用認定証」も同時に窓口で提示してください。  
詳しくは、加入されている健康保険組合等へお問合せください。

#### ●マル親医療証を取り扱わない医療機関や都外等で受診するとき

マル親医療証による受診を扱っていない医療機関や都外等で受診するときは、マル親医療証は使えません。

保険給付後の自己負担分を窓口でいったん支払い、後日、現金給付の申請（てびき 5 ページ「◆現金給付の申請」参照）にある申請をしてください。

## 【他制度との優先順位について】

### I 医療証の優先順位

(1) マル親医療証の負担者番号が「8 1 1 3 6 4 4 2」の方

マル乳 > マル子 > マル障 > マル親

- ① 乳幼児医療費助成制度（マル乳）
- ② 義務教育就学児医療費助成制度（マル子）
- ③ 心身障害者医療費助成制度（マル障）
- ④ ひとり親家庭等医療費助成制度（マル親）

(2) マル親医療証の負担者番号が「8 1 1 3 7 4 4 0」の方

マル乳 > マル障 > マル親 > マル子

- ① 乳幼児医療費助成制度（マル乳）
- ② 心身障害者医療費助成制度（マル障）
- ③ ひとり親家庭等医療費助成制度（マル親）
- ④ 義務教育就学児医療費助成制度（マル子）

### II マル都医療券等の助成適用がある場合

マル都医療券等を優先してご使用後、なお自己負担がある場合、マル親医療証をご使用ください。



## ◆現金給付の申請

マル親医療証を取り扱わない医療機関等で受診したときや、一部負担金が限度額を超えたときなどは、現金給付の申請をしてください。郵送による申請も受付いたします。申請月の翌月（20日頃）に、申請者の口座に振込みます。

### ● 申請に必要なもの

- (1) 領収書原本（コピー・再発行不可）
- (2) 支給決定通知書(※)
- (3) マル親医療証
- (4) 健康保険証
- (5) 申請者の口座番号のわかるもの

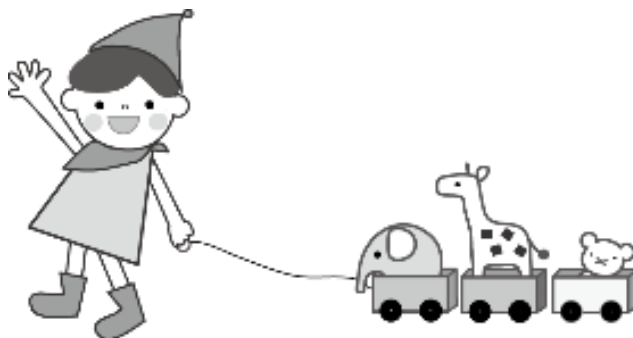
をご用意のうえ子育て支援課助成係で申請してください。

※ (2)支給決定通知書は、健康保険証を提示せずに全額自己負担された場合や、補装具を作った場合、又は医療費が高額療養費に該当する場合に、提出が必要となります。

### 領収書に必要な項目

- |                                  |                   |
|----------------------------------|-------------------|
| ① 診療年月日                          | ⑤ 入院・外来の別         |
| ② 受診者氏名                          | ⑥ 領収年月日           |
| ③ 保険点数と負担割合                      | ⑦ 病院等の所在地、名称、領収印  |
| ④ 領収金額と保険診療一部負担金額<br>(10円未満四捨五入) | ⑧ 保険診療外金額（ある場合のみ） |

※レシート形式等で上記の記載がない領収書では払い戻しができません。  
必要な項目を医療機関・薬局等で記載してもらってください。



■健康保険証を提示せずに全額自己負担された場合や補装具等を作った場合…

→ 事前に領収証の写しを取っていただき、

◎ 清瀬市国民健康保険に加入の場合

- ① 保険年金課国保係に保険療養費の請求を行ってください。保険療養費の請求手続き方法は、保険年金課国保係へご確認ください。
- ② ①の手続き後、支給決定通知書が届きましたら、「支給決定通知書原本」、「領収証の写し」、補装具等の場合は「診断書のコピー」をお持ちになり、残りの自己負担分の現金給付の申請をしてください。

◎ 清瀬市国民健康保険以外の保険に加入の場合

- ① 加入健康保険に保険療養費の請求を行い、支給決定通知書をもらってください。保険診療分の請求手続き方法は、加入健康保険組合等へご確認ください。
- ② 支給決定通知書原本、領収書の写し、補装具等の場合は、診断書のコピーをお持ちになり、残りの自己負担分の現金給付の申請をしてください。

⇒ お振込み

申請月の翌月（20日頃）に、ご指定の口座に振り込みます。（審査に時間がかかる場合には、申請月の翌月にお振込みができない場合があります。）

■健康保険証を使用できなかった場合

やむを得ず健康保険証を提示できなかった場合、医療費を全額（負担割合100%）支払うことになります。

このような場合には、先に加入している健康保険組合等（保険者）へ「療養費の請求」をしてください。療養費の請求の結果、保険診療と認められた場合は、保険者から「療養費支給決定通知書」が交付されますので、この通知書と領収書を添えて、現金給付による医療費助成を請求してください。

※ 保険者へ療養費の請求をする場合、領収書の原本を提出することになりますので、提出前に必ず領収書のコピーをとっておいてください。保険者から原本が返却されなかった場合は、現金給付による医療費助成は領収書のコピーで対応しません。詳しくは、加入されている健康保険組合等へお問合せください。

■健康保険証が東京都外に所在する国民健康保険組合の場合

加入している健康保険が、東京都外に所在する国民健康保険組合（埼玉・神奈川などの土建国保組合・医師国保組合・歯科医師国保組合・税理士国保組合等）の場合、東京都内の契約医療機関等においても医療証を使用することができません。医療費助成はすべて現金給付による助成となりますのでご了承ください。



## 5 届出が必要なとき

次のようなときは、子育て支援課助成係にお届けください。必要書類等については、お問合わせください。

- 加入している健康保険が変更になったとき
  - ※ 東京都外の国民健康保険組合（土建国保組合など）に加入された場合は、すべて現金給付による助成となります（てびき5ページ「◆現金給付の申請」参照）。医療証をご返却いただき、健康保険の変更をお届けください。
- 氏名に変更があったとき
- 住所に変更があったとき
- 受給者が婚姻または、男(女)性と事実上婚姻と同様の状態となったとき
- 受給者が死亡したとき
- 受給者が拘禁されたとき
- 同居する親族・児童に変更（同・別居や婚姻、死亡等）があったとき
- 児童が児童福祉施設に入所または、里親に委託されたとき
- 児童が養子縁組をしたとき
- 児童が受給者に監護・養育されなくなったとき
- 生活保護を受けるようになったとき
- 父または母が家庭に戻ったとき（行方不明の父または母から子の安否を気遣う電話や手紙等の連絡があったときも含む）
- 障害年金・遺族年金等の公的年金の受給（加算）対象となったとき、または公的年金の受給額が変更になったとき
- 年度の途中で所得額が変わったとき（同居親族を含む）

### <次の場合は自動的に消滅になります>

- 児童全員が年齢到達したとき（18歳の最初の3月末日、障害のある場合は20歳の誕生日の前日）
- 受給者または扶養義務者の所得が所得制限額を超えたとき
  - ※ 資格消滅後、マル親医療証は返却してください。
  - ※ 資格消滅後にマル親医療証をお使いになった場合は医療助成費を返還していただきます。



## 6 現況届について

それぞれ下記の時期に現況届を送付いたしますので、お手続きをしてください。

◎児童育成手当＝5月下旬

◎児童扶養手当＝7月下旬（通知のみを送付）

◎マル親医療証＝児童扶養手当受給者 … 7月下旬（通知のみを送付）

児童扶養手当非受給者… 10月下旬

現況届の提出がありませんと手当の支給や新しいマル親医療証の交付ができません。  
この現況届は、所得状況や資格要件を確認し、引き続き対象者であるか否かを判断するものです。

## 7 マル親医療証の更新について

毎年1月1日にマル親医療証を更新いたします。

※ 1月1日から使用するマル親医療証は、12月下旬に送付いたします。

※ 所得制限を超えた方には、資格消滅通知書を送付いたします。

## 8 学校でけがをしたとき

保育園、幼稚園や小・中学校に通うお子様が学校管理下（登下校時含む）でケガをしたときは、日本スポーツ振興センターから給付が受けられます。

詳しくは学校等にご相談ください。



## 9 児童扶養手当の一部支給停止

受給開始から5年を経過した場合、または支給要件に該当した日から7年を経過した場合、受給者に就業意欲がみられない際には、支給額の2分の1が停止されます（受給者や児童等が障害・傷病などにより就業が困難な場合を除く）。

また、認定請求時に3歳未満の児童を監護する受給者は、児童が3歳に達した月の翌月初日から起算して5年を経過したときに、就業意欲がみられない際には、支給額の2分の1が停止されます。

なお、就業・求職活動等をしている場合には、適用除外の届出・手続きを行うことで一部支給停止の措置を解除することができます。

## 10 よくあるお問い合わせ

Q 1 都外で病院等にかかったのですが、医療費の助成はどうすればいいですか？

A 1 現金給付の請求ができます。  
てびき5ページの「◆現金給付の申請」を参照してください。



Q 2 現金給付の請求はいつまでに行えばいいですか？

A 2 診療日の翌日から5年以内となります。ただし、医療機関等で保険点数等が確認できなかった場合は現金給付ができません。

てびき5ページの「◆現金給付の申請」中の必要項目の記載をご確認のうえ、お早めにご申請ください。

Q 3 清瀬市から転出するのですが、医療証はどうしたらいいですか？

A 3 子育て支援課助成係（市役所本庁舎2階）にお返しくください。

Q 4 マル都・小児慢性疾患・育成医療券を持っているのですが、マル親・マル乳・マル子医療証とどちらが優先ですか？

A 4 お持ちの医療証や医療券をすべて医療機関へ提示してください。（てびき3ページの「4 マル親医療証の使用法」を参照）

Q 5 現金給付の申請は、市役所本庁舎以外で手続きできますか？

A 5 松山出張所、野塩出張所でも取り次ぎのみ行っております。

（ただし、保険や住所の変更などは、受付しておりません。市役所本庁舎2階にある子育て支援課助成係で手続きをお願いします。）

Q 6 それぞれの所得制限限度額を教えてください。

A 6 下表のとおりです。

◎児童扶養手当

扶養親族等の人数	受給者本人		配偶者、扶養義務者及び養育者（孤児等を養育）
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人	239万円	382万円	426万円

◎児童育成手当

扶養親族等の人数	所得額
0人	360.4万円
1人	398.4万円
2人	436.4万円
3人	474.4万円
4人	512.4万円
5人	550.4万円

◎マル親医療証

扶養親族等の人数	ひとり親家庭の母または父及び養育者（孤児以外を養育）	配偶者、扶養義務者及び養育者（孤児等を養育）
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円
4人	344万円	388万円
5人	382万円	426万円

Q 7 離婚をした夫(妻)から子どもの養育に必要な費用として金品をもらっていますが、所得としてみなされるのですか？

A 7 ひとり親等（父または母に限る）がその監護する児童の母または父から、当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、四捨五入して得た金額）を所得として算定します。

Q 8 市・都民税で老人扶養親族に該当する母（父）を扶養しているのですが、所得制限限度額と関係はあるのですか？

A 8 老人扶養親族、同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）のほかに、特定扶養親族等（16歳から23歳までの扶養親族）を扶養している場合には、所得制限限度額に下表の当該額を加算できます。

	ひとり親家庭の母または父及び養育者（孤児以外を養育）	配偶者、扶養義務者及び養育者（孤児等を養育）
・ 同一生計配偶者（70歳以上の者に限る） ・ 老人扶養親族	10万円	6万円
特定扶養親族等	15万円	15万円

Q 9 子どもに障害があるのですが、所得額から障害者控除を差し引くことはできるのですか？

A 9 障害者控除の他にも、下記のとおり、雑損控除、医療費控除額等があります。

区分	控除額
雑損控除	市・都民税控除相当額
医療費控除	
小規模企業共済等掛金控除	
配偶者特別控除	
障害者控除	27万円
特別障害者控除	40万円
寡婦控除	27万円（養育者のみ）
ひとり親控除	35万円（養育者のみ）
勤労学生控除	27万円
一律控除	8万円
給与所得又は公的年金等に係る所得を有する場合の控除	10万円

《お願い》

申請事項に変更があった場合は必ず届出をしてください。

## 1.1 養育費確保支援事業

親の離婚に伴い、経済的負担を負うひとり親家庭の子どもの健やかな成長を支えるため、養育費を確実に受け取る枠組みを整え、養育費の取り決め内容の継続した履行確保を図ることを目的に「清瀬市養育費確保支援事業補助金」を申請に基づき交付します。

※予算の範囲内での補助となるため、年度途中で受付けを終了させていただく場合がございます。申請をお考えの方は、必ず事前にご相談ください。

### (1) 補助の内容

- ①**養育費保証契約締結経費**…養育費保証会社と保証契約を締結する際に要した経費のうち、初回保証料として対象者が負担する経費に対して、実際に要した経費と5万円を比較して少ない方の額。
- ②**公正証書等作成経費**…養育費に関する公正証書等の作成に要した経費（公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料）で、かつ、対象者が支払ったものに対して、実際に要した経費と4万3千円を比較して少ない方の額。
- ③**戸籍抄本等取得経費**…家庭裁判所の調停申立て及び裁判に要する戸籍抄本等添付書類取得経費、収入印紙代、連絡用の郵便切手代に要したもので、かつ、対象者が支払ったものに対して、実際に要した経費と7千6百円を比較して少ない方の額。

### (2) 対象者：清瀬市に住所を有し、下記に定める事項の全てを満たすひとり親

- ①養育費の取り決めに係る債務名義を有している方。
- ②養育費の対象となる児童（18歳に達した日以後最初の3月31日までに該当する子ども）を現に扶養している方。
- ③民間保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方（養育費保証契約締結経費のみ）。
- ④養育費の取決めに係る経費を負担した方（公正証書等作成経費、戸籍抄本等取得経費のみ）。
- ⑤過去に当該事業による補助金を受けていない方。

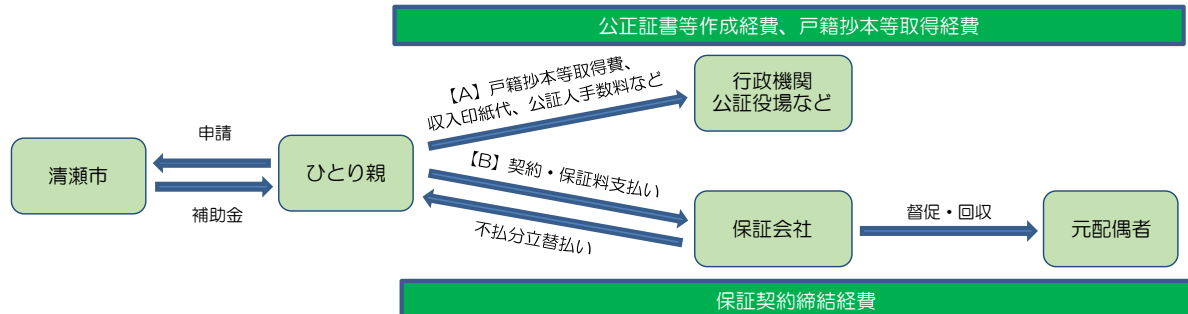
### (3) 申請方法：養育費保証契約の締結をした日、公正証書等を作成した日又は家庭裁判所の調停申立て及び裁判の日以降6か月以内に申請書に次に掲げる必要書類を添付し、申請してください。

- ①申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本
- ②世帯全員の住民票の写し
- ③補助対象経費の領収書等の写し
- ④養育費の取決めを交わした文書（公正証書、判決書、審判書、調停調書、協議書、合意書等債務名義化したものに限る）の写し
- ⑤保証契約書の写し（養育費保証会社と保証契約を締結した場合のみ）
- ⑥その他、必要に応じて提出をお願いする資料もございます。

※公簿等によって確認することができる場合は、当該添付書類を省略することができます。

### 【補助金の流れ】

◎補助金の交付を受けようとする場合は、下図の【A】又は【B】でかかった経費を申請する必要があります。



### 【相談窓口のご案内】

種類・内容	日時・場所	問合せ等
【清瀬市】法律相談(弁護士/面接相談) 夫婦・家庭内の問題、遺産相続、金銭貸借、各種契約、損害賠償などの法律問題	毎月第1～第4水曜日、 13時～16時30分(30分単位) 生涯学習センター(アミュービル)	対象:市内在住・在勤・在学の方 予約:相談希望月の前月15日(8時30分より) 窓口又は電話で秘書広報課広報聴係 (電話)042-497-1808
【清瀬市】アイレック相談/法律相談(弁護士/面接相談・電話相談) 離婚や養育・扶養、遺産相続、労働問題、損害賠償などの法律的な対応や手続き	毎月第2・第4火曜日 14時～16時(30分単位)男女 共同参画センター相談室(アミュービル4階)	対象:女性の方のみ 問合せ・予約:窓口又は電話で 男女共同参画センター (電話)042-495-7002 ※予約の方優先。※保育有(要予約)
【清瀬市】母子・父子・女性相談(面接相談・電話相談) 生活一般・家族問題、女性の様々な悩みの相談	月曜日～金曜日 8時30分～ 17時 清瀬市役所	問合せ:生活福祉課生活福祉係 (電話)042-492-5111(代表)
【養育費相談支援センター】電話相談・メール相談 (厚生労働省委託事業:公益社団法人家庭問題情報センター) 養育費や面会交流の相談	◎平日(水曜日を除く)、10時～ 20時 ◎水曜日(祝日を除く)、12時～ 22時 ◎土曜日・祝日、10時～18時 養育費相談支援センター (東京都豊島区西池袋 2-29-19 KTビル10階)	養育費相談支援センター 電話:フリーダイヤル0120-965-419 (携帯電話等からは03-3980-4108) メール info@youikuhi.or.jp HP:www.youikuhi-soudan.jp/index.html
【東京都ひとり親家庭支援センター はあと】 生活相談・養育費相談・離婚前後の法律相談・面会交流支援 (母子家庭等就業・自立支援センター事業) 日常生活や子育ての悩み等の生活相談、養育費・離婚前後の法律相談、面会交流の支援に関する相談	相談内容により異なるため、ホームページ等でご確認下さい。 東京都ひとり親家庭支援センターはあと多摩(東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 5階 一般財団法人東京都ひとり親家庭福祉協議会内)	・東京都ひとり親家庭支援センターはあと多摩 生活相談、養育費相談、離婚前後の法律相談、面会交流支援:電話相談・受付 042-506-1182 【問合せ】 (電話)042-506-1182(FAX)042-506-1194 (メール)info@haat.or.jp HP:www.heat.or.jp ※面談希望の場合は、要事前問合せ
【日本司法支援センター(法テラス)】サポートダイヤル 法的トラブルや裁判手続き、強制執行手続き等の法律的問題に関する法制度や相談窓口等の情報提供	◎平日9時～21時 ◎土曜日9時～17時 ※日曜日、祝日、年末年始を除く。 日本司法支援センター(法テラス)	日本司法支援センター(法テラス) コールセンター(電話)0570-078374 (PHS・IP電話からは03-6745-5600) HP:http://www.houterasu.or.jp/index.html
【日本公証人連合会】 全国の公証役場の所在地等の検索や、公正証書の作成などに準備する資料・手数料等の情報を掲載		日本公証人連合会 HP:http://www.koshonin.gr.jp
【東京家庭裁判所】 所在地等を調べられるとともに、家事調停の申立てを行うための手続き、必要書類、費用等の情報を掲載		東京家庭裁判所 HP:http://www.courts.go.jp

※QRコードを読み取る際は、読み取らないQRコードを手や紙などで隠して読み取ってください。

## 清瀬市子育て支援課助成係

〒204-8511

清瀬市中里五丁目842番地（市役所本庁舎2階）

電話 042-492-5111（内線2116・2117・2118）

直通 042-497-2088

てびきの内容は令和4年4月現在のものです。